

いじめ防止基本方針（概略）

平成26年3月27日策定
平成30年4月1日一部改訂

1. いじめの定義といじめ防止に向けての基本姿勢

【定義】 本校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法定義より）

【基本理念】

- (1) 「思いやり」と「ならぬことはならぬ」という「あいづっこ宣言」の精神を身につけさせ、いじめの未然防止に努める。
- (2) いじめは「どの学校でも、どの子にも起こりうる」という認識のもと、早期発見、及び早期解消に努める。
- (3) いじめは「ひきょうな行為であり、人間として絶対に許されない」という意識をこどもも大人ももつ。
- (4) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進することによりいじめの未然防止に努める。

【学校及び職員の責務】

本校は、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、いじめの根絶を目指して取り組む。

2. いじめの未然防止のための取組

- (1) 本校の目指す児童像に「ともだちと仲のよい思いやりのある子」を掲げ、いじめや卑怯な振る舞いをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- (2) 児童の豊かな情操と道徳心を養い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
 - ① あいづっこ宣言の実践を通して思いやりや規範意識を育む。
 - ② 縦割り班活動を通して、異学年における「人との関わり」の醸成を図る。
- (3) 保護者並びに地域住民その他の関係機関との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
 - ① 児童集会、保健集会など集会活動を支援し、自他を大切にする気持ちを高める。
- (4) インターネットを通じて行われるいじめを防止及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、「あいづっこ『携帯・スマホ等の使い方』宣言」を活用しながら、情報モラル教育を計画的に推進する。（別紙）
- (5) 児童一人一人の居場所のある学級経営を推進し、一人一人の自己有用感を高める。（年2回実施の「hyper-QU」の活用）

3. いじめの早期発見のための取組

いじめは「どの学校でも、どの子にも起こりうる」「いじめは見えにくいもの」という前提に立ち、いじめではないかとの疑いをもって、早期に関わる。

- (1) いじめ調査等 いじめを早期に発見するために、定期的な調査を次の通り実施する。
 - ① 児童対象「楽しい学校アンケート」調査 年6回(5月、7月、9月、10月、1月、3月)
 - ② 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査 年2回(5月、11月)
 - ③ 学校評価による児童・保護者対象の調査 年1回(12月)
- (2) いじめ相談体制 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次の通り相談体制の整備を行う。
 - ① スクールカウンセラーの活用
 - ② いじめ相談窓口の設置(事務室・教頭、教務による電話対応)
- (3) 人材の確保及び資質の向上
いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。
- (4) 日頃から児童との信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないように、休み時間等の児童の雑談等にも目を配る。